

## 「文化財保存修復学会誌（古文化財の科学）」 オープンアクセス対応方針

制定 2016. 8. 30

文化財保存修復学会が刊行する学術誌『文化財保存修復学会誌[古文化財之科学]』掲載論文については、1991 年から当学会が著作権を著者から継承している。一方、国は『第 4 期科学技術基本計画』（平成 23 年 8 月閣議決定）の中で、大学や公的研究機関における期間リポジトリの構築を推進し、オープンアクセスの促進を目指している。学協会である当学会に対しては、①論文の公開制限期間について検討すること、②論文の学術機関リポジトリへ提供することでオープンアクセスへ協力することが期待されている。

本内規では、このうち②の著者が所属する大学・研究機関等のリポジトリとしてウェブ公開する場合について、著作者として自由に利用できる範囲と、必要な場合の手続き等を定める。

### （著作者の通常使用权）

著作者の通常使用权を以下の範囲とする。この範囲内については学会に申し出ることなく、権利を行使できる。ただし二次利用に備えて、著作権は一般社団法人文化財保存修復学会にあることを明記する。

- ① 個人的な利用
- ② 無償配布の印刷物への再録（著作権の明記が必要）
- ③ 教育的利用（ただし、電子媒体でのフリーアクセスを除く）
- ④ 口頭発表等、形態変換した場合

### （学位規則による公開申請）

学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号、平成二十五年改正）により、2013 年度以降の博士学位取得者については、以下（1）（2）について、インターネット公表が義務付けられている。博士論文の一部となる投稿論文に関しては、当学会からの許諾を確認するよう大学から求められている。

- （1） 博士論文の「要旨」および「審査結果の要旨」
- （2） 博士論文の「全文」または「要約」

学位規則に基づき、著作権の一部である以下の 2 点 a および b の使用について、当学会は許諾する。

- a. 博士論文を電子ファイルとして〇〇大学リポジトリに複製する権利
- b. インターネット上に公表する権利

別に定める申請書にイ～ニの項目を記入し、学会事務局まで申請し、別に定める回答書に準じて、会長名で回答する。

## 申請に必要な要件

- イ 申請者名（送付先、連絡先を含む）
- ロ 博士論文申請者名
- ハ 論文題目および著者名
- ニ 文化財保存修復学会誌 掲載号

### （学術機関リポジトリへの提供）

機関リポジトリ事業に取り組んでいる大学図書館・研究機関等から『文化財保存修復学会誌[古文化財之科学]』掲載の論文について著者が公開を求められた場合、発行から 1 年を過ぎ次号が発行された後に公開できるものとする。

最終原稿ではなく学会誌から pdf を作成し、「著作権は一般社団法人文化財保存修復学会にある」ことを追記し、著者が所属機関に提出すること。その後すみやかにその旨、文化財保存修復学会事務局まで連絡のこと。

機関リポジトリとしての論文登録を所属機関等から依頼された会員は、以下のことを確認して協力すること。

- ① リポジトリ登録を依頼された原稿は、文化財保存修復学会誌掲載の論文であるか。
- ② リポジトリ登録しようとする論文 pdf は、文化財保存修復学会誌の掲載論文と同一であるか。
- ③ リポジトリ登録しようとする論文 pdf に文化財画像が含まれる場合、コンピュータにおける著作物利用に伴う複製およびインターネットによる公衆への送信について、画像の著作者、文化財の所有者等より疑義の出る場合がないか。該当する場合、著作権に関する確認を著作者が行うこと。
- ④ 文化財保存修復学会が著作権を持っていない 1991 年以前の論文については、他の著者からの許諾が必要です。該当する場合、著作権に関する確認を著作者が行うこと。
- ⑤ 公開後の責任はすべて著者にあるので対応のこと。

### （その他の使用について）

本稿の想定を超える利用については、学会事務局で連絡を受け、学会誌編集委員長、庶務担当理事等で協議し回答する。

年 月 日

確 認 書 (回答書ひな型)

殿

このたびの学位申請にあたり、以下のとおり合意を得ました。

学位申請者氏名：

論文題目および著者名

文化財保存修復学会誌「古文化財の科学」

号 発行年

文化財保存修復学会は、上記論文の著作権を承継しております。このたび上記学位申請者が、〇〇大学博士（〇〇）の学位を申請するにあたり、下記について合意いたします。

記

1. 学位申請者が、上記論文を学位論文の一部又は全部として使用すること。
2. 学位の授与が認められた場合、学位申請者及び〇〇大学が、〇〇大学学位規程に従い学位論文をインターネット上（〇〇大学機関リポジトリ）で無償公表すること。
3. 学位の授与が認められた場合、学位申請者及び〇〇大学が、〇〇大学学位規程に従い学位論文をインターネット上（〇〇大学機関リポジトリ）で無償公表するために必要な、複製・ファイル変換、公衆送信を行うこと。

私どもは、これらのことについて何時でも貴職の照会に応ずる用意があります。

年 月 日

団体等の名称：一般社団法人文化財保存修復学会

職 名：理事長

氏 名：

印